

札幌市国民健康保険条例の一部改正（保険証廃止）

1 改正の概要

令和5年6月9日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）が実施されることとなった。

保険証が廃止されることに伴い、規定の削除など所要の規定整備を行うもの。

2 マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）について

令和6年12月2日以降、新たな保険証は交付されなくなり、原則、マイナンバーカードを保険証として利用していただくこととなる。

（令和6年12月1日までに交付済みの保険証は、引き続き利用可能であり、札幌市では、令和6年8月の保険証一斉更新で、令和7年7月31日有効期限の保険証を交付済。）

ただし、当分の間、マイナ保険証をお持ちでない方には、職権で「資格確認書」（現在の保険証の代わりとなるもの）が交付される。

また、マイナ保険証をお持ちの方にも、被保険者資格を通知するため「資格情報のお知らせ」を交付する。

【保険証廃止後のイメージ】

	札幌市からの交付物	医療機関受診時
マイナ保険証保有者	資格情報のお知らせ	マイナ保険証 ※マイナ保険証が利用できない医療機関では、「マイナ保険証」 ＋「資格情報のお知らせ」
マイナ保険証未保有者	資格確認書	資格確認書

3 施行期日

令和6年12月2日